

# 徳島県フォレストキャンパスの設置及び使用に関する要領

## 1 趣旨

この要領は、徳島県県有林規則に基づく県営林において森林・林業に関する研究及び実習を行う「徳島県フォレストキャンパス」の設置及びその施設の使用に関する必要な事項を定める。

## 2 フォレストキャンパス

徳島県フォレストキャンパスは、次に掲げる林地及び施設とする。

フォレストキャンパス名	使用林地	施設名
フォレストキャンパス那賀	和食県有林全域	森林学習館
フォレストキャンパス三好	栗山県有林全域	栗山研修案内施設
フォレストキャンパス徳島	神山第一県有林全域	
フォレストキャンパス吉野川	桁山県有林全域	
フォレストキャンパス美波	相川県有林全域	

ただし、「フォレストキャンパス徳島」においては、徳島県立神山森林公園内の森林学習館を使用することが出来るものとする。

## 3 使用目的

フォレストキャンパスは、次の目的のため使用するものとする。

- (1) 県産材等の利用拡大、森林・林業の普及を図るための案内
- (2) 高校生、林業従事者及び森林所有者等に対する林業技術の習得に関する研修・実習
- (3) 小・中学校生徒及び県民に対する森林・林業教室
- (4) 大学等による森林・林業に関する研究
- (5) その他知事が特に必要と認める事業

## 4 フォレストキャンパスの使用

フォレストキャンパスを使用しようとする者は、使用承諾申請書（様式1）を施設の所在地を所管する総合県民局又は東部農林水産局の長（以下「局長」という。）へ提出し、事前に承諾を得なければならない。

## 5 使用の制限

徳島県農林水産部長（以下「部長」という。）及び局長は、次に掲げる場合、申請者の使用に制限を行うことができる。

- (1) 使用目的から定員を設けることが必要な場合
- (2) 屋外研修において、労働安全衛生法に定める資格、免許を有することが必要な場合
- (3) 申請期間の重複等により部長及び局長が必要と認める場合
- (4) 県が緊急に使用する必要が生じた場合

## 6 使用の拒否

部長又は局長は、次に掲げる場合、その使用を拒み若しくは使用承諾を取り消し又はその使用中止を命ずることができる。

- (1) 屋外において研修を実施する場合で、県有林内での施業、工事等の妨げになると

- き、あるいは危険と判断されるとき
- (2) 財産や付属品を損傷又は機能を低下させる場合、あるいはその恐れがあると判断されるとき
  - (3) 安全な措置を講ぜずに火気を使用するとき

#### 7 使用の承諾

- (1) 局長は、前項の申請書を受理したときは、使用目的を確認し、適当と認めたときは、申請者に使用承諾書（様式2号）を交付するものとする。
- (2) 局長は、使用を承諾したときは、申請書の写しを添付して部長に報告するものとする。

#### 8 使用料

使用料は、徴収しないものとする。

#### 9 使用者の心得

- (1) 使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、公の秩序を厳守するとともに、研修所内の付属品の管理、その他取締りの責任を負わなければならない。
- (2) 使用者は、使用の期間中の1日ごとに、施設に備えた使用実績簿（様式3号）に必要事項を記入しなければならない。

#### 10 使用の終了届

- (1) 使用者は、使用を終了したときは、すみやかに使用終了届書（様式3）を局長に提出しなければならない。
- (2) 局長は使用終了届書を受理したときは部長に報告するものとする。

#### 11 使用実績の報告

局長は、毎年4月20日までに前年度における使用実績簿（様式4号）の写しを部長に報告するものとする。

#### 12 準用規定

- (1) 申請者が県の同一所属内である場合は、事前協議の上、所属内の合議により要領4及び7の(1)を準用したものととし、局長が承認することとし、承諾書の通知を省略することができる。
- (2) 前項の規定により所属内の合議で承認した場合は、使用承諾申請書（様式1）及び使用終了届書（様式3）の事項内容を部長に報告することで要領7の(2)及び要領10の(2)を履行したものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年1月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年1月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年4月1日から施行する。